

新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策

富谷市テイクアウト等利用促進事業（第3弾）

1,000円分のクーポン券を配布します

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている飲食店等支援のため、昨年度にも2度実施した富谷市内に店舗、事務所等を構えるテイクアウト等に対応した事業者で利用できる1,000円分のクーポン券を配布します。

1 クーポン券の利用について

1 内容

金額：**1,000円分の割引券**

利用方法：税込2,000円以上の「テイクアウト（お持ち帰り）」または「デリバリー（出前）」でのお買い上げで利用可能

有効期限：**令和3年6月30日（水）**

2 配布方法

広報とみや5月号と併せて全戸配布します。

※ 広報配布後の転入者に対しては、転入時にクーポン券を配布します。

（注意事項）

- ・ 1世帯で1枚の配布となります。
- ・ 紛失した場合の再発行はできません。

3 利用期間

令和3年5月1日（土）から令和3年6月30日（水）まで

4 利用方法

参加店舗にて、テイクアウトやデリバリーで**税込2,000円以上**のお買い物をした場合、クーポン券を提出することで**1,000円分の割引**を受けることができます。

※ 参加店舗は、市の公式ホームページにて随時更新予定です。また広報紙等にも掲載の予定です。

【利用例】

税込みで合計2,500円の商品を参加店舗にて購入した場合

・ **クーポン券と現金1,500円**で商品を購入できます。

※ 2,000円未満のお買い物の場合は、利用できません。

2 参加店舗について

5 要件

市内の店舗で「テイクアウト（お持ち帰り）」および「デリバリー（出前）」により飲食物を提供しており、次のいずれかに該当し、申し込みのあった店舗をクーポン券利用可能な参加店舗とする。

- (1) 富谷市テイクアウト等利用促進事業もしくは、富谷市テイクアウト等利用促進事業（第2弾）に参加した店舗
- (2) 市内に本店を有する事業者
- (3) 店内で飲食することが可能な店舗

※ 宗教活動又は政治活動が主たる目的である場合は、上記の(1)~(3)に該当する場合でも参加店舗となれません。

6 申込方法等

- ①テイクアウト等利用促進事業取扱店登録申請書（様式第1号）を郵送またはメール、FAXにて提出。
- ②富谷市からテイクアウト等利用促進事業取扱店登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により参加店舗として登録を受ける。
- ③月末ごとに利用のあった分を取りまとめ、テイクアウト等利用促進事業代金請求書（様式第3号）により翌月10日までに請求する。

7 参加店舗の掲載

取扱店登録した店舗は、公式ホームページ及び広報紙等に掲載します。

新型コロナウイルス感染拡大防止に、
ご協力をお願いいたします。

ブルベリッ娘とブルピヨ



【お問合せ先】 富谷市経済産業部産業観光課
〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359
E-mail：sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp